

公益通報に関する規程

2008年3月28日
理事会承認

(目的)

- 第1条 この規程は、学校法人関西学院(以下「学院」という。)の業務に関し、法令、寄附行為若しくは学院の諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為(以下「法令等違反行為」という。)を早期発見し、是正するための体制を整備し、学院の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 第2条に定める教職員等は、法令等違反行為を把握した場合、公益通報を行わなければならない。
- 3 前2項の目的を達成するために、この規程は、公益通報者保護法(以下「法」という。)に基づき、学院における公益通報者の保護、公益通報対応業務従事者の定め及び公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他必要な措置に関する事項を定める。

(公益通報者)

第2条 次の各号に掲げる者(以下「教職員等」という。)は、法令等違反行為に関する通報(以下「公益通報」という。)及び相談を行うことができる。

- (1) 学院の教職員(派遣労働者及び業務委託労働者等を含む。以下同じ。)
- (2) 通報の日前1年以内に学院の教職員であった者
- (3) 学院の理事・監事(以下「役員」という。)

2 この規程において「公益通報者」とは、前項の公益通報を行った者をいう。

(理事長の責務)

第3条 理事長は、学院の公益通報体制を整備、総括し、継続的な評価・改善を行うことで、法令等違反行為の防止に努めなければならない。

(公益通報対応業務の責任者)

第4条 公益通報対応業務の責任者(以下「公益通報責任者」という。)は、コンプライアンス推進部長とする。ただし、コンプライアンス推進部長が被通報者の場合、当該事案については、理事長が別の公益通報対応業務従事者を公益通報責任者として指名する。

(公益通報受付窓口)

第5条 公益通報及び公益通報に関する相談(以下「公益通報等」という。)に応じる受付窓口(以下「公益通報受付窓口」という。)は、コンプライアンス推進部コンプライアンス推進課とする。

- 2 前項の他に、学院外に公益通報受付窓口を設置して、その業務を法律事務所に委託する。
- 3 公益通報受付窓口以外の教職員が、公益通報を受けたときは、速やかに公益通報受付窓口に連絡するものとする。

(公益通報対応業務従事者)

第6条 学院は、次の各号の両方の要件に該当する者を、公益通報対応業務従事者として定める。

- (1) 公益通報受付窓口において受け付ける公益通報に関して公益通報対応業務を行う者
 - (2) 当該業務に関して公益通報者を特定させる事項を伝達される者
- 2 公益通報対応業務従事者は、自らが公益通報対応業務従事者であること、公益通報業務に関して知り得た事項であって、公益通報者を特定させるものについて、法12条に基づき、守秘義務を負うこと、法21条に基づき刑事罰を受ける対象となることを確認の上、公益通報対応業務を行うものとする。
- 3 公益通報責任者は、公益通報対応業務従事者に対して、前項の内容について、十分に教育を行うものとする。
- 4 第1項に定める公益通報対応業務従事者は以下の各号に定める者とする。
- (1) コンプライアンス推進部長
 - (2) コンプライアンス推進部所属の教職員
 - (3) 前条第2項の受付窓口を委託する法律事務所の担当弁護士
- 5 前項に関わらず、理事長は、必要が生じた都度、その他の者若干名を公益通報対応業務従事者に指名することができる。
- 6 前項により、公益通報対応業務従事者となる場合、理事長は書面、電子メール等により、公益通報対応業務従事者の地位に就くことを当該公益対応業務従事者に示すものとする。

(遵守事項)

第7条 公益通報等による事案に係る者は、その職務の遂行にあたって、次の各号を遵守しなければ

ばならない。

- (1) 教職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと
- (2) 調査対象部課や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと
- (3) 常に公平不偏の態度を保持し、すべて事実に基づいた調査を実施すること
- (4) 公益通報等を行った教職員等個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること
- (5) 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏えいしないこと

2 公益通報等による事案に関係する者は、その職を離れた場合であっても、前項第4号及び第5号に定める事項を遵守しなければならない。

(組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置)

第8条 公益通報責任者は、公益通報受付窓口において受け付ける公益通報に係る公益通報対応業務に関して、組織の長その他幹部からの、公益通報対応業務従事者の独立性を確保するため、監事に報告を行うものとする。

(公益通報等の方法)

第9条 公益通報等は、電子メール、FAX、書面、電話又は面談の方法によって行う。

(禁止事項)

第10条 教職員等は、不正の利益を得る目的、学院又は第三者に損害を加える目的等、不正の目的をもって公益通報等を行ってはならない。

(対応)

第11条 公益通報対応業務従事者は、教職員等から公益通報を受けた場合、その内容に応じて迅速かつ適切に対応しなければならない。

(調査)

第12条 公益通報責任者は、教職員等から公益通報を受けた場合、通報内容に従って速やかに調査を開始するか、又は研究倫理委員会等の所管の機関に通知しなければならない。ただし、明らかに解決済みの案件に関する情報が寄せられた場合、公益通報者と連絡がとれないため事実確認が困難である場合等、正当な理由がある場合、この限りではない。

2 公益通報責任者は、調査を開始する場合、公益通報者に対し、その旨を通知する。ただし、当該公益通報者の連絡先が明らかでない場合、この限りではない。

3 公益通報責任者は、公益通報された事項について、書類調査、実地調査、報告及び説明の聴取その他の適切な方法により調査を行う。

4 公益通報責任者は、通報された事項に関する事実関係を調査するために、役員、教職員又は外部の専門家、その他公益通報責任者が指名する者で構成する調査委員会を設置することができる。

5 調査対象部課及び関連部課の教職員及び役員は、通報された事項に関する事実関係の調査に際して、公益通報責任者又は調査委員会から協力を求められた場合、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

6 第1項により公益通報責任者が研究倫理委員会等の所管の機関に通知した場合、理事長は、第6条第5項の規定に従い、調査等に携わる者を、公益通報対応業務従事者に指名するものとする。

7 第1項により通知を受けた研究倫理委員会等の所管の機関は、調査結果及びその後の対応を公益通報責任者に報告し、公益通報責任者は第2項及び第13条第3項に準じた内容を、当該公益通報者に通知する。ただし、当該公益通報者の連絡先が明らかでない場合、この限りではない。

(報告、是正措置)

第13条 公益通報責任者は、理事長に対し、適宜調査進捗状況を報告すると共に、その調査結果を遅滞なく報告しなければならない。

2 公益通報責任者は、法令等違反行為の存在が確認された場合、遅滞なくその是正措置及び再発防止措置を検討し、理事長へ提言する。理事長は提言を受けたのち、是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

3 公益通報責任者は、調査結果及び前項の措置が講じられた場合はその内容を、当該公益通報者に対し、通知しなければならない。ただし、当該公益通報者の連絡先が明らかでない場合、この限りではない。

4 公益通報責任者は、第2項の措置が適切に機能しているかを確認する。適切に機能していない場合には、公益通報責任者は理事長にその旨を報告する。その後、理事長は改めて是正に必要な措置を講じる。

5 理事長が被通報者の場合、公益通報責任者は、調査の結果を監事に報告し、理事長が通報対象事実

に係る法令等違反行為を行ったことが明らかになった場合、監事は、当該事実を理事会に報告し、理事会が速やかに是正に必要な措置をとるものとする。また、この場合において、理事会は、是正に必要な措置をとった後、理事会が相当と認める方法により、当該措置が適切に機能しているかを確認し、適切に機能していない場合には、改めて是正に必要な措置をとる。

(処分等)

第14条 調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合、当該行為に関与した教職員等に対し、学院の規程等により懲戒処分その他適切な措置を行うことができる。

(軽減措置)

第15条 法令等違反行為に関与した教職員等が、その調査を開始する前に自ら公益通報等を行った場合、当該教職員の処分を免除し、又はその程度を軽減することができる。

(公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置)

第16条 公益通報責任者は、公益通報受付窓口において受け付ける公益通報に関する公益通報対応業務に関し、法令等違反行為の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者、公益通報者や被通報者と一定の親族関係がある者等、その者の関与により公正な公益通報対応業務の実施を阻害する者については、当該公益通報対応業務の受付、調査、及び是正措置の検討に関与させないものとする。

2 前項にかかわらず、公益通報責任者が、特に必要があると認める場合で、監事等のモニタリングを受けながら対応をする等、実質的に公正な公益通報対応業務の実施を阻害しない措置がとられている場合には、その関与を妨げるものではない。

(不利益取扱いの禁止)

第17条 学院は、公益通報等を行ったことを理由として、公益通報等を行った者に対し、解雇、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、不正の目的をもって公益通報等を行った場合、この限りではない。

2 教職員は、他の教職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該教職員等に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

3 学院は、公益通報者に対し、不利益な取扱いを受けた際には公益通報受付窓口連絡するよう、予め伝える方法により、公益通報者が不利益な取扱いを受けていないか把握する措置をとる。

4 学院は、前項の定めるところにより、公益通報者が、公益通報を理由とする客観的に不利益な取扱いを受けていることを把握した場合は、速やかに不利益な状況を解消する等、適切な救済・回復の措置をとるものとする。

(範囲外共有等の防止に関する措置)

第18条 通報の受付、事実関係の調査、是正の業務に携わる者は、公益通報者があらかじめ明示的に同意した場合を除き、必要最小限の範囲を超えて、公益通報者を特定させる事項を開示してはならない。

2 学院の教職員等は、公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除いて、公益通報者の探索を行ってはならない。

3 学院は、第1項の違反を把握した場合には、適切な救済・回復の措置を行う。

4 学院は、第1項及び第2項の違反を把握した場合には、理事長は当該行為を行った教職員等に対して、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、懲戒処分その他適切な措置を行う。ただし、理事長がこれらの行為を行った場合、理事会が、適切な措置をとるものとする。

(教育・周知)

第19条 学院は、法、学院の公益通報対応体制及び第7条に規定する遵守事項等について、教職員等に対し教育・周知を行うものとする。

2 前項の教育・周知においては、退職後1年間法に基づく公益通報が可能であることを教育・周知するものとする。

3 教職員等から寄せられる公益通報対応体制の仕組みや不利益な取扱いに関する質問・相談については、公益通報受付窓口において対応することとする。

4 学院は、公益通報対応業務従事者に対しては、公益通報者を特定させる事項の取扱いについて、特に十分に教育を行う。

(記録の保管、評価・制度、教職員等への開示等)

第20条 学院は、公益通報への対応に関する記録を作成する。記録は、民法の不法行為による損害賠償請求権の消滅時効を踏まえて、20年間保管するものとする。

2 学院は、本規程に関する整備及び運用の状況等について、定期的に客観的かつ公正な方法による評価、点検等を行うとともに、必要に応じて改善を行う。

3 学院は、公益通報受付窓口寄せられた公益通報に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行及

び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、理事会に報告するものとする。

(関係法令の適用)

第21条 学院における公益通報等の取扱いに関し、本規程に定めのない事項は、法その他の関係法令の定めるところによる。

(主管部課)

第22条 この規程に関する事務は、コンプライアンス推進部コンプライアンス推進課で行う。

(規程の改廃)

第23条 この規程の改廃は、常務委員会の議を経て理事会で決定する。

付則

- 1 この規程は、2008年(平成20年)4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2015年(平成27年)4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、2022年(令和4年)4月1日から改正施行する。
- 4 この規程は、2022年(令和4年)7月16日から改正施行する。
- 5 この規程は、2024年(令和6年)4月1日から改正施行する。